

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例実施要綱（原文縦書）

（令和5年3月24日）
議会告示第2号

（趣旨）

第一条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県議会が保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号。以下「条例」という。）に基づく開示決定等の実施について必要な事項を定めるものとする。

（開示決定の取消し）

第二条 議長は、条例第二十四条第一項の規定による開示決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により開示の決定を受けたとき。
- 二 公文書の汚損、き損又は抜取りのおそれがあると認められるとき。

（施行の状況の公表）

第三条 条例第五十二条に規定する施行の状況の公表は、毎年五月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
- 二 請求に対する措置の状況

3 第一項の公表は、議長が定める方法により行うものとする。

（調整）

第四条 保有個人情報の開示に関し必要な調整は、別に議会事務局総務課長が行う。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。